

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当グループは、金属スクラップ及び廃棄物からの資源リサイクルを行う事業者として、あらゆるステークホルダーからの信頼確保並びに企業価値の持続的な向上のため、経営の健全性、透明性及び効率性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を常に意識し、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 当社の企業理念、経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料、事業報告等にて開示しております。また、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。但し取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行っております。また単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4 - 1 - 2)

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。

但し取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行っております。また単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。今後は、戦略的な方向付けとなる中期経営計画の公表に向けて検討してまいります。

(補充原則4 - 1 - 3)

代表取締役の「後継者計画」の策定につきましては、当社の最重要課題の一つと認識しており、取締役会及び指名・報酬委員会による監督の手法を含め慎重に検討してまいります。

また、2019年6月期よりビジネススクールの次世代経営層育成コースを設定し、後継者の育成に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、当グループの中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される企業の株式について、当該企業との中長期的な取引関係の維持・拡大、業務提携等の関係強化を目的とし、政策的に株式を所有しております。重要な政策保有株式の取得に当たっては、その都度取締役会で決定しており、関係強化によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案して当社の企業価値の向上に資するかどうかの観点から投資の可否を判断しております。投資後は、経営会議で保有株式の状況を報告しており、年に1回、保有先の業績等のモニタリング結果を取締役に報告し検証しております。また、今後は政策保有株式の保有を段階的に縮減し、必要最小限の保有とします。保有目的が適切であり保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有いたしますが、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法の詳細を決定した上で売却します。2019年度は得意先銘柄1銘柄の保有を継続する予定です。

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、取引主管部署(会社)による対象会社との対話、当社の財務部門等の専門部署による検証を通じ、当該議案の内容が当グループの企業価値の維持及び向上並びに株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。当グループの企業価値及び株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な議決権の行使は行いません。

また、今後は政策保有株式の保有を縮減し、保有意義が希薄化した株式は順次売却します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当グループとその役員や主要株主等との取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を諮り、取締役会決議をもって取引実行の是非を決定し、少数株主の保護に努めてまいります。また、当グループとその役員や主要株主等との取引が発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限と判断のもとに行われたかについて、監査等委員監査を通じて確認し、適正性を確保しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4 - 1 - 1)

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、職務権限規程に基づき代表取締役社長、取締役等に委任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社の取締役候補指名に関する方針と手続きは以下のとおりです。

<取締役指名基準>

- 性別・国籍等の個人の属性にかかわらず、以下の基準を満たす人物を候補者とする。
 - 当社の各事業に精通していること。
 - 法務に関する知見を有していること。
 - 財務・経理に関する知見を有していること。
 - その他、当社の経営に必要な知見を有していること。
 - 当社の企業理念・経営方針の精神を理解・実践し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できること。
 - 取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること。
- 一般株主の利益を取締役会へ直接反映させるため、社外取締役を2名以上選任する。監査等委員である取締役については、その過半数を社外取締役とする。
- 社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たすものとする。

<取締役候補者決定プロセス>

- 代表取締役社長は、取締役指名基準に基づき、候補者案を策定し、「指名・報酬委員会」に付託する。
- 指名・報酬委員会は、候補者案の審議を行い、取締役会に対して審議結果を報告する。
- 取締役会は、指名・報酬委員会の報告に基づき、候補者案を審議・決定する。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(補充原則4-11-2)

社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び招集通知に開示しております。

有価証券報告書、招集通知 <https://www.envipro.jp/ir/>

(補充原則4-11-3)

当社は、定期的にと取締役会の今後の在り方について取締役会にて協議をし、取締役会の実効性を分析・評価し、その結果について取締役会で審議しております。その結果、当社取締役会は、社外役員の意見・質問も含め、建設的な議論が行われ、会議運営についても適切になされており、実効性が確保されているとの評価を受けました。

また、アンケートの評価結果や意見について、取締役会で議論を行いました。この議論を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上と、継続的な改善に取り組んでまいります。

(補充原則4-14-2)

当社では取締役、執行役員を対象として、年1回上場会社の経営陣として期待される職責を向上させる目的で研修を実施します。また、各取締役に適合した業務遂行上必要な研修・セミナー等を受講した場合には、その費用負担をしております。

また別途、外部のコンサルタントを招いてセミナーを行う予定となっております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話に関しては、経営企画部が担当し、情報取扱責任者が統括を行います。当社においては経営企画部、財務部、総務部が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して適切に対応しております。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主やアナリストから寄せられた意見については経営会議にて情報を共有し、必要に応じて取締役会へと報告しており、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規程を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

また、当社ではディスクロージャー・ポリシーを制定し、HPにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ウィンデライト	5,102,000	33.90
佐野 文勝	1,461,802	9.71
株式会社エンビプロ・ホールディングス	413,159	2.75
佐野 富和	390,432	2.59
株式会社ユー・エス・エス	360,000	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	265,700	1.77
石井 明子	187,911	1.25
石井 裕高	187,771	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	146,700	0.97
野村信託銀行株式会社(投信口)	115,700	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村上美晴	他の会社の出身者													
黄圭燦	学者													
宮木啓治	他の会社の出身者													
井手祥司	他の会社の出身者													
小室直義	その他													
和田卓	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上美晴				村上美晴氏につきましては、上場企業経営者としての経験をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

黄圭燦				黄圭燦氏につきましては、経済学者としての学識をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
宮木啓治				宮木啓治氏につきましては、外資系コンサルティング企業の代表を務められるなどグローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
井手祥司			当社は、社外取締役の井手祥司氏が過去に代表取締役に就任していた株式会社コアと取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	井手祥司氏につきましては、元上場企業経営者としての経験をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
小室直義			-	小室直義氏につきましては、市長としての経験をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
和田卓			-	和田卓氏につきましては、元上場企業子会社の経営者としての経験をもとに当グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるから社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

独立した補助社員を設置しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門である内部監査部は、監査体制、監査計画、監査実施状況について定期的な会合を設け、相互に情報交換、意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実に向けた相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会における「その他」の構成員は相談役となります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当グループの役職員、顧問等を対象に当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。ストックオプションの付与数は、役職、過去の業績貢献度及び将来への期待を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容 >
 取締役の報酬等の額については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績等を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役社長の佐野富和が作成しております。また手続の客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて取締役の報酬等の方針、決定プロセス及び同委員会の審議内容を確認し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長の佐野富和が最終的に決定しております。
 なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、監査等委員である取締役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。

< 役員の報酬等に関する株主総会の決議 >

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2017年9月28日開催の第8期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役30百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議されております。なお決議当時の取締役の員数は7名であります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2017年9月28日開催の第8期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。なお決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

上記の取締役の報酬額は別枠で、2018年9月27日開催の第9期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額25百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額は年額5百万円以内と決議されております。なお決議当時の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

<業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針>

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて、売上等が同規模の他企業との報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行った上で、当グループの企業価値向上に対するインセンティブとして機能することを目的として決定しております。

<取締役会及び委員会等の活動内容>

当該事業年度に役員報酬等に関する審議及び決定のため、取締役会並びに指名・報酬委員会をそれぞれ1回開催し、いずれも構成員全員が出席しております。主な議案は、以下のとおりとなります。指名・報酬委員会での審議内容は取締役会に答申され、取締役会では同委員会の答申を尊重し、報酬等の決定権限を代表取締役社長の佐野富和へ授権しております。

- ・業績連動報酬に関わる前事業年度の評価及び当事業年度の目標設定
- ・当事業年度の取締役の報酬額

<報酬の体系>

a. 基本報酬

取締役の職責に応じて各人毎に算定された固定報酬であります。

b. 業績連動報酬

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に支給する報酬であります。報酬額は業績向上への意欲を高めるため、各事業年度における経常利益や株価などの指標とともに対象取締役の役割・担当領域に応じて評価指標及び期初目標を設定しており、これら要素を総合的に勘案し、全社及び担当事業の単年度業績評価と連動し決定しております。

c. 譲渡制限付株式報酬

取締役に支給する報酬であります。報酬額は企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的としており、基本報酬+業績連動報酬の5~10%を目安として決定しております。

d. ストックオプション

企業業績との連動性を高めた報酬体系へ移行することで、役員がより一層株主と利益意識を共有するとともに、業績向上および株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として株式会社エコネコルが2009年6月16日開催の臨時株主総会に基づいて発行した新株予約権のうち、株式会社エコネコルが株式移転により当社を設立した日(2010年5月21日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に関わる義務を当社が承継しており、また同様の目的で当社が2010年12月17日開催の臨時株主総会において発行した新株予約権に関する当事業年度に帰属する株式報酬費用を計上しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に関わる主な指標の目標と実績は次のとおりです。

連結経常利益1,481百万円(目標)、1,141百万円(実績)
期中平均株価713円/株(目標)、642円/株(実績)

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、経営企画部が補佐をしております。社外取締役への連絡は主にメールを用い、連絡の頻度は概ね週に1回となります。取締役会の議案については事前に配布し十分な情報提供を行っており、必要に応じて説明をしております。監査等委員である社外取締役の職務を補助する専任の担当者は独立して設置しております。重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会・取締役

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名(うち社外取締役3名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会は、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)には、上場会社の代表取締役経験者、経営学部教授及び外資系コンサルティング企業の代表経験者を迎え、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。監査等委員である社外取締役3名は上場会社の代表取締役経験者、市長経験者及び上場会社の子会社代表取締役経験者であり、それぞれの専門的視点からも当社の経営監視を行いうることを期待して選任し、その役割を果たしております。

2. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成され、監査・監督の役割を担っております。監査等委員会は当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて当社及び当グループ会社の取締役、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。また、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換し、意思疎通を密に図っております。

内部監査部、会計監査人と緊密な連携を保つために積極的な情報交換を行い、監査機能の充実を図っております。また、内部監査部のほか、内部統制部門からも情報を収集することにより十分な監査を行っております。

3. 内部統制委員会

当グループでは、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置しております。同委員会では4つの下部小委員会(コンプライアンス委員会、環境安全委員会、情報セキュリティ委員会、危機管理委員会)を構成し、リスクの抽出、対応策を策定し、啓発活動を含め当グループ横断的な内部統制の構築運用を行っております。内部統制委員会は原則四半期毎に開催され、グループ各社の社長、下部組織である小委員会のメンバーからコンプライアンスに関する重要な事項並びに訴訟等法務リスクに関する事項、その他経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事項について報告するとともに方針を定め意思決定をしいくこととしております。

4. 経営会議

経営会議は、当社常勤取締役及び監査等委員長で構成し、内容に応じて執行役員及び各部長、並びにグループ会社の取締役をメンバーに加え、原則として毎月1回以上開催しております。経営会議は当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに適時開示の意思決定を行います。

また、グループ各社の経営を確認し、必要に応じて当社及び子会社の取締役会において付議する事項の確認をしております。加えて当社の子会社各社に適時開示担当者を設置し、所属会社の適時開示情報のうち特に発生事実の伝達、開示された情報とインサイダー取引に関する事項の管理をしております。

5. 内部監査部

当社は内部監査部門として内部監査部を設置しており、部長1名及び部員1名により構成されております。内部監査部は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社及びグループ各社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正などの防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することにあります。また、内部監査部は、内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正な監査を行っております。

6. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、代表取締役1名と独立役員である社外取締役3名及び相談役1名の5名で構成されており、取締役会の諮問機関として取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者の選任や報酬等について事前審議を行っております。

なお、指名・報酬委員会は原則として年1回開催、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名及び監査等委員である取締役3名で取締役会を構成しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名のうち、3名が社外取締役であり、取締役会における透明性の高い意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査等委員である取締役3名のうち3名が社外取締役で構成される監査等委員会により、法令等に基づき意思決定されていることについて、公正かつ中立的な立場で取締役会の監視を行っております。また、迅速な業務執行並びに適時開示体制を実現するための組織として経営会議を設けております。

上記のとおり経営監視機能の強化を図る目的で現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を開催日の3週間を目途に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意してまいります。なお、当社の決算期が6月であることから、集中日を避けて開催することが可能です。
電磁的方法による議決権の行使	当社が株式代行契約を締結している株主名簿人の任命するインターネット議決権行使ウェブサイトにより、電子投票制度で議決権を行使する事ができるようにしております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(参考書類)の英訳版を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。 株主総会では、株主の皆様当社をより深くご理解していただけるように事業報告及び連結計算書類の内容について、映像及びナレーションを使用して報告を行っており、対処すべき課題については、代表取締役社長より直接説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にディスクロージャー・ポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト向け説明会を実施するとともに、必要に応じて機関投資家への訪問をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に財務業績情報、決算短信、IRカレンダー等のIR情報を掲載しております。 https://www.envipro.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャー・ポリシーにおいて、情報開示の基本方針を定めております。株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めるとともに、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示を行うこと、諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の投資判断に影響を与えと思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示ことを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムについて、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、各種社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査を年間内部監査計画に基づいて実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。また、内部統制システムに関する基本的な考え方については、以下の「内部統制基本方針」のとおりであります。当該基本方針は、2017年9月28日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に即した所要の改定を行ったものであります。

「内部統制基本方針」

当社は、組織の事業活動を支援する「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」という4つの目的を達成するために、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定めます。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守体制を整備しコンプライアンス教育及び研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程を制定し、マニュアル等を整備する。

当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部による当社及び当社子会社等(以下「当グループ」という。)全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当グループの業務執行に係るリスクに関して、内部統制委員会の小委員会においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当グループ各社の相互の連携のもと、当グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

当グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を内部統制委員会内に設置し、当グループ全体の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。

取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び業務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務及び責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。

その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は、単年度予算並びに中期経営計画を適正に策定及び運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。

当社の取締役会において、当グループは業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

e. 当グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当グループは、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われる体制の構築を内部統制委員会中心に行う。

取締役は、各部署の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

内部監査部は、各部署の内部監査を実施し、その結果を社長及び担当取締役に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善案の指導、実施の支援及び助言を行う。

代表取締役社長は、内部監査の有効性を確保するため、内部監査部の要請に応じて被監査部署以外の部署から内部監査人を選定できることとする。

子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、決裁権限規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の管理部門が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

f. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項監査等委員会より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、その業務指示等に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

g. 当グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、その他重要な会議に出席し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況の報告を受けることとする。

内部監査部が実施した監査結果を監査等委員会に供覧することとする。

当グループの取締役及び使用人等が当グループに関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

監査等委員会へ報告をした当グループの取締役及び使用人等に対し、不利益が生じないことを確保する。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会はこれらの規程に定めるところにより、監査を行う。

監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて当グループの取締役及び使用人等に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、監査等委員会は、社長、内部監査部、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当グループでは、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め反社会的勢力との一切の関係を遮断し警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携をとりつつ、不当要求に対しては毅然とした姿勢で対応することとしております。当該方針の下、役職員全員に周知徹底を図っております。

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」

当グループは、反社会的勢力に対して、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係を遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

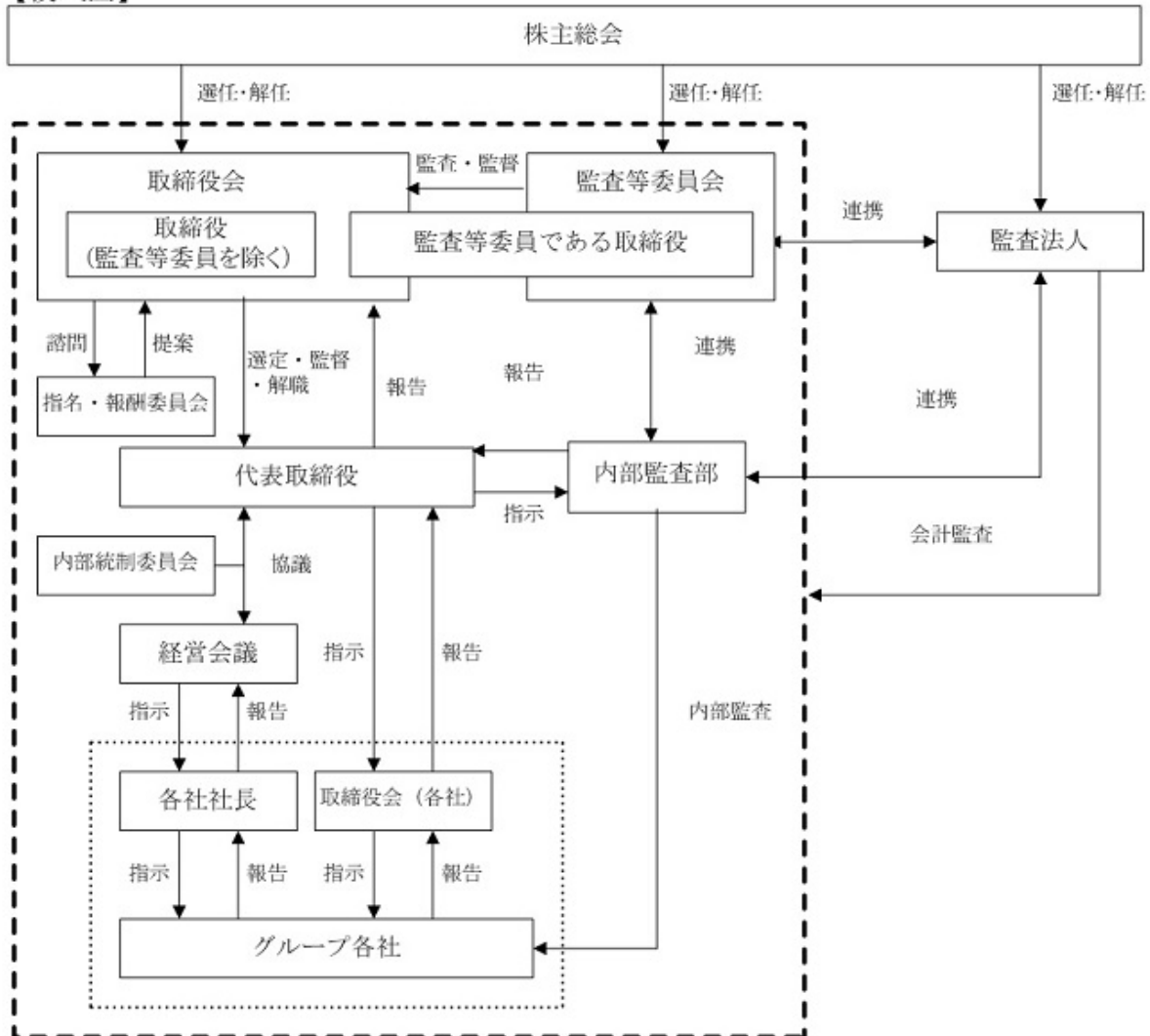
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

